# 第4076号

帮

公

灬

汨

恤

金曜日

Ш 15

平成31年3月

平成 31 年 3 月 15 日 第4076号

## 目

生 **示** (第170号 - 第210号)

n 7,	(%)110.7 %)210.7/		
○道路の供用の開始		(道路維持課)	2
○道路の区域の変更		(道路維持課)	2
○道路の供用の開始		(道路維持課)	2
○道路の区域の変更		(道路維持課)	2
○道路の区域の変更		(道路維持課)	3
○都市計画事業の事業	業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○都市計画事業の事業	業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○都市計画事業の事業	業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○福岡県領収証紙売り	) さばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
○車両制限令第3条第	第1項第3号に定める道路の指	定及び同令第10条	
第1項に定める通行	<b>宁方法</b>	(道路維持課)	4
○解除予定保安林に関	関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関	関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関	関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更		(道路維持課)	5
○道路の区域の変更		(道路維持課)	6
○道路の供用の開始		(道路維持課)	6
○道路の区域の変更		(道路維持課)	6
○道路の供用の開始		(道路維持課)	7
○道路の区域の変更		(道路維持課)	7
○道路の供用の開始		(道路維持課)	7

○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の占用の制限	(道路維持課)	13
公 告		
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づ	づく変更の届出	
	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づ	づく変更の届出	
	(中小企業振興課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
教育委員会		

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726) 総務部行政経営企画課 印 刷 株 式 会 社 福岡県 久 野 定期発行日 毎週火金曜日 (発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 (作成) 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

○技能教育のための施設の指定

(教育庁高校教育課) ………15

○技能教育のための施設の廃止

(教育庁高校教育課) ………15

## 告 示

#### 福岡県告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1	上整備 务所名	路線名	供用開始の区間
久旨	留米	久留米 柳 川	久留米市三潴町玉満2372番7 先から 久留米市三潴町玉満2372番1 先まで

#### 福岡県告示第171号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	倉 永 線 三 池	前	大牟田市大字 2先から 大牟田市大字 先まで		9.0 ~ 15.0	514.0

	後	大牟田市大字吉野1045番 2 先から 大牟田市大字橘1040番 3 先まで	9.0 ~ 15.0	514.0
--	---	---	------------------	-------

#### 福岡県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	倉 永 線 三 池	大牟田市大字橘1044番 1 先から 大牟田市大字橘1042番 5 先まで

#### 福岡県告示第173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区	間	幅 員	延 長 (メートル)
那一珂	県道	筑 紫 野 インター	前	筑紫野市大字古 先から 筑紫野市大字古 先まで		13.6 ~ 127.1	879.6

	後	筑紫野市大字古賀397番1 先から 筑紫野市大字古賀926番5 先まで	11.9 ~ 111.2	937.0
--	---	--	--------------------	-------

#### 福岡県告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
AL IS	県道	豆田。	前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先ま で	11.8 ~ 34.6	782.2
飯塚	<b></b>	稲築	後	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先ま で	11.8 ~ 34.6	782.2

#### 福岡県告示第175号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡 県告示第276号福岡広域都市計画下水道事業久山公共下水道の事業計画の変更を認可した ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

久山町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業久山公共下水道

3 事業施行期間

平成3年12月27日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

平成29年3月福岡県告示第276号の事業地に次の区域を加える。

久山町

大字山田字大谷、字前城谷、字名子山、字登尾、字油田、字由須田及び字広浦 の各字の一部

大字久原字松浦、字山ノ神、字篠降、字田刎、字堀田、字峯ノ元及び字高橋の 各字の一部

(2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡 県告示第941号前原都市計画下水道事業前原公共下水道の事業計画の変更を認可したので 、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
  - 糸島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 福岡広域都市計画下水道事業前原公共下水道
- 3 事業施行期間昭和59年2月14日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分

 $\sim$ 

汨

平成27年11月福岡県告示第941号の事業地に次の区域を加える。

糸島市

加布里、多久、富、前原、浦志、潤、波多江、志登、板持二丁目、池田、井田 、曽根、三雲、井原、新田、東の一部

(2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第177号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡 県告示第942号志摩都市計画下水道事業志摩公共下水道の事業計画の変更を認可したので 、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。 平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

糸鳥市

2 都市計画事業の種類及び名称 福岡広域都市計画下水道事業志摩公共下水道(可也引津地区)

3 事業施行期間 平成20年9月22日から平成35年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

平成27年11月福岡県告示第942号の事業地に次の区域を加える。

糸島市

志摩師吉の一部

(2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第178号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	F22	福岡市博多区比恵町19-28 株式会社 スマイル企画	福岡市城南区鳥飼5-2-	平成30年
旧	- 533	福岡市南区清水二丁目15- 14 株式会社 スマイル企画	25	12月17日

#### 福岡県告示第179号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車 両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10 条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが38メートルを超え4.1メートル以下 の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	松 挺 父		線 名	区間	
福 岡	県	道	米多比   谷 山 線   古 賀	古賀市川原1272番9先から 古賀市谷山1040番5先まで	

#### 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行 方法によらなければならない。

#### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す おそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する 施設等に出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上

空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25 メートル以上、縦寸法0.13メートル以上(又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メ ートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背 高 | と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情 報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日 平成31年4月1日

#### 福岡県告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市佐田字爪ノ平2513の6(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた □ ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市黒川字迫2119の3 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の添養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市黒川字迫2119の3 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第183号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	糟屋郡志免町志免東三丁 目205番2先から 糟屋郡宇美町大字宇美 4346番1先まで	7.0 ~ 36.4	1,816.0
福岡県	県道	福 岡 歳	後	糟屋郡志免町志免東三丁 目205番2先から 糟屋郡宇美町大字宇美 4346番1先まで	7.0 ~ 36.4	1,816.0
			後	糟屋郡志免町大字吉原93 番 2 先から 糟屋郡宇美町大字宇美 4346番 1 先まで	11.6 ~ 40.2	1,676.0

#### 福岡県告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
拓 図	旧光	猪野蛆	前	糟屋郡篠栗町大字津波黒 394番7先から 糟屋郡篠栗町大字津波黒 92番6先まで	13.0 ~ 22.0	491.0
福岡	県道	篠栗	後	糟屋郡篠栗町大字津波黒 394番7先から 糟屋郡篠栗町大字津波黒 92番6先まで	13.0 ~ 22.3	491.0

#### 福岡県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪 野 線	糟屋郡篠栗町大字津波黒394番7先から 糟屋郡篠栗町大字津波黒92番6先まで

#### 福岡県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	直方市大字上頓野3264番 地先から 直方市大字頓野4番地先 まで	1.0 ~ 1.0	5,608.0
直方	県道	北九州 小 竹 線	前	直方市大字畑845番地先から 直方市大字永満寺995番2 先まで	9.4 ~ 27.5	3,110.6

金曜
Ш
15
円
年3
31
平成

後	直方市大字上頓野3264番 地先から 直方市大字頓野4番地先 まで	1.0 ~ 1.0	5,608.0
後	直方市大字畑845番地先から 直方市大字永満寺995番2 先まで	5.0 ~ 27.5	3,110.6

#### 福岡県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直方	北九州	直方市大字畑845番地先から 直方市大字永満寺1003番 1 先まで

#### 福岡県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

	県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
--	--------------	------------	-----	--------	---	---	------------	------------	--

京築	県道	中	津	前	築上郡吉富町大字広津741 番4先から 築上郡吉富町大字広津860 番1先まで	13.0 ~ 49.0	217.0
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 宗坦	豊	前	後	築上郡吉富町大字広津741 番4先から 築上郡吉富町大字広津860 番1先まで	13.0 ~ 39.0	218.0

#### 福岡県告示第189号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1	土整備 務所名	路線名	供用開始の区間
京	築	中 津 豊 前 線	築上郡吉富町大字広津741番 4 先から 築上郡吉富町大字広津860番 1 先まで

#### 福岡県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
--------------	--	-----	--------	---	---	------------	------------	--

京築	県道	Ш	内如	前	集上郡吉富町大字鈴熊51 番2先から 集上郡吉富町大字鈴熊66 番1まで	12.5 ~ 21.0	142.0
水茶	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	吉	富	後	築上郡吉富町大字鈴熊51 番2先から 築上郡吉富町大字鈴熊66 番1先まで	12.5 ~ 21.0	146.5

#### 福岡県告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	山内書館	築上郡吉富町大字鈴熊64番 4 先から 築上郡吉富町大字鈴熊66番 1 先まで

#### 福岡県告示第192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供	用	開	始	の	X	間		
--------------	-----	---	---	---	---	---	---	---	--	--

京 築 吉富港 線 築上郡吉富町大字広津876番1先から 築上郡吉富町大字広津754番1先まで

#### 福岡県告示第193号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
- W 11 X	県道		前	豊前市大字下河内180番1 先から 豊前市大字下河内438番1 先まで	8.8 ~ 22.6	423.4
京築	<b></b> 	豊前	後	豊前市大字下河内180番1 先から 豊前市大字下河内438番1 先まで	8.8 ~ 22.6	423.4

#### 福岡県告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

県土整備 事務所名 路線名	供用	開始の区	間
------------------	----	------	---

Ш
令曜
5
Щ
$\alpha$
$\mathbb{H}$
3
怡
15

京築	犀 川 豊 前 線	豊前市大字下河内180番 1 先から 豊前市大字下河内290番 2 先まで
京築	犀 川 豊 前 線	豊前市大字下河内281番 1 先から 豊前市大字下河内445番 1 先まで

#### 福岡県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	犀 川 豊 前 線	京都郡みやこ町犀川帆柱1217番2先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1273番1先まで

#### 福岡県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県道	稲 童 新田原 線 停車場	前	行橋市大字稲 先から 行橋市大字道 1 先まで		10.0 ~ 35.6	1,120.0

	後	行橋市大字稲童2559番 1 先から 行橋市大字道場寺1465番 1 先まで	10.0 ~ 42.0	1,120.0	
--	---	---	-------------------	---------	--

#### 福岡県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1.	県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
-	京築	稲 童 新田原 線 停車場	行橋市大字稲童2701番 4 先から 行橋市大字道場寺1465番 1 先まで

### 福岡県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 '	土整備 務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京	築	須磨園 南 原 線 曽 根	京都郡苅田町大字新津865番23先から 京都郡苅田町大字新津855番1先まで

#### 福岡県告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧光	· 諸 富	前	久留米市城島町浮島643番 19先から 久留米市城島町浮島487番 3先まで	10.5 ~ 13.7	958.7
久留米	県道	西島	後	久留米市城島町浮島643番 19先から 久留米市城島町浮島487番 3先まで	10.5 ~ 12.8	958.7

#### 福岡県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米 県道	旧光	三潴	前	久留米市荒木町今124番1 先から 久留米市三潴町西牟田 6308番22先まで	3.0 ~ 27.2	740.0
	県道	上陽	後	久留米市荒木町今124番 1 先から 久留米市三潴町西牟田 6308番22先まで	11.2 ~ 30.9	740.0

#### 福岡県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	
			前	大牟田市大字四ケ2521番 3先から 大牟田市大字岩本2190番 1 先まで	12.0 ~ 66.0	3,344.5
古然外	旧光	南関線	後	大牟田市大字四ケ2521番 3 先から 大牟田市大字岩本2190番 1 先まで	12.0 ~ 66.0	3,344.5
南筑後	県道	大牟田北	後	大牟田市大字四ケ2521番 3 先から 大牟田市大字岩本2190番 1 先まで	9.6 ~ 67.3	3,348.0
			後	大牟田市大字四ケ2521番 3先から 大牟田市大字岩本2190番 1先まで	12.0 ~ 66.0	3,383.4

### 福岡県告示第202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

汨

#### 福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	福津市本木77番2先から	8.0 ~	2,375.9
				福津市本木939番9先まで	76.0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		飯塚蚰		宗像市大穂1318番先から	10.5	
北九州	県道	福間	前	福津市本木939番9先まで	~	1,429.5
		1141		III   II   II   II   II   II   II	78.2	
				<b>应</b> 佈士上轴1910至生 A さ	10.5	
			後	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで	~	1,429.5
				田住山本小505年9元よく	78.2	

#### 福岡県告示第203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧关	勝浦線	前	宗像市田熊五丁目1183番 1 先から 宗像市田熊五丁目1183番 17先まで	8.5 ~ 25.0	66.0
北九州	県道	宗像	後	宗像市田熊五丁目1183番 1先から 宗像市田熊五丁目1183番 17先まで	10.8 ~ 43.0	78.0

#### 福岡県告示第204号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧光	福間電機	前	宗像市田熊四丁目822番1 先から 宗像市田熊四丁目817番1 先まで	11.3 ~ 23.0	190.0
北九州	県道	宗像線玄海	後	宗像市田熊四丁目822番1 先から 宗像市田熊四丁目817番1 先まで	11.3 ~ 19.6	190.0

#### 福岡県告示第205号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		供 用 開 始 の 区 間
北九州	福 間 宗 像 線 玄 海	宗像市田熊四丁目822番 1 先から 宗像市田熊四丁目817番 1 先まで

### 福岡県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	B	各線	名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		前	宗像市田熊四丁目820番19 先から 宗像市田熊一丁目1150番 2先まで	10.8 ~ 21.0	448.0			
北九州	県道	福宗玄	間像海	線	後	宗像市田熊四丁目820番19 先から 宗像市田熊一丁目1150番 2先まで	10.8 ~ 21.0	448.0
					後	宗像市田熊四丁目820番19 先から 宗像市田熊一丁目1150番 2先まで	21.8 ~ 40.0	538.0

### 福岡県告示第207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
ш лі	県道	金田線伊田	前	田川市大字夏: から 田川市大字夏: まで		11.8 ~ 15.0	40.0

	後	田川市大字夏吉523番 2 先 から 田川市大字夏吉502番 3 先 まで	9.5 ~ 18.9	109.0
--	---	--	------------------	-------

#### 福岡県告示第208号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 31年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

	土整備 務所名	路線名	供用開始の区間
田	Ш	金 田 夏 吉 線 伊 田	田川市大字夏吉523番 2 先から 田川市大字夏吉502番 3 先まで

#### 福岡県告示第209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	田川市大字猪 先から 田川郡川崎町 7278番1先ま	「大字安眞木	6.6 ~ 14.0	1,341.0

H	3 JII	県道	猪 国 豊前桝田 線	前	田川市大字猪国641番17先 から 田川郡川崎町大字安眞木 7278番1先まで	7.1 ~ 66.5	1,760.0
	J )		意即怀田 禄 停 車 場	後	田川市大字猪国1741番 1 先から 田川郡川崎町大字安眞木 7278番 1 先まで	6.6 ~ 14.0	1,341.0
				後	田川市大字猪国641番17先 から 田川郡川崎町大字安眞木 7278番1先まで	7.1 ~ 66.5	1,760.0

#### 福岡県告示第210号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	211 号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3977番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原鼓307番 1 先まで	朝倉県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに 用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月29日

## 公 告

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
  - 平成31年3月4日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオン志摩店
- (2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	308m²	308m²
荷さばき施設No.2	_	221 m²
合計	308m²	529 m²

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
廃棄物等保管施設No.1	76.2m³	76.2m³

廃棄物等保管施設No.2	9.0m³	9.0m³
廃棄物等保管施設No.3	-	17.4m³
合計	85.2m³	102.6m³

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成31年3月4日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオン志摩店
- (2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1
- 3 建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社	イオン九州株式会社
代表取締役 岡澤 正章	代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

4 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
イオンスーパーセンター志摩店	イオン志摩店

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社	イオン九州株式会社
代表取締役 岡澤 正章	代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号
他15社	他13社

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 春日市天神山七丁目175番1から175番7まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 久留米市中央町32番地4-1F ワウハウス九州株式会社 代表取締役 古賀 清秀

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成31年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第二工区) 大牟田市大字歴木字道ヶ下147番6、字春ノ堂148番3、148番8及び148 番9 並びに字筒井535番4、535番13、535番16から535番18まで、535番20から535番23 まで、535番26、535番27、535番29から535番33まで及び537番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 大牟田市有明町二丁目3番地 大牟田市

大牟田市長 中尾 昌弘

## 教育委員会

#### 福岡県教育委員会告示第3号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定による技能教育のための施設として、平成31年3月5日付けで指定したので、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第33条の3の規定により次のように告示する。

平成31年3月15日

福岡県教育委員会

- 1 技能教育のための施設の名称 星槎北九州キャンパス (北九州市戸畑区初音町9番地34号)
- 2 連携措置をとろうとする高等学校の名称 星槎国際高等学校

(北海道芦別市北7条西五丁目2番地13)

3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
経済活動と法	経済活動と法

### 福岡県教育委員会告示第4号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定による技能教育のための施設として 指定した次の施設から、廃止の届出があったので、学校教育法施行令(昭和28年政令第 340号)第35条第2項の規定により次のように告示する。

平成31年3月15日

福岡県教育委員会

名称	英数高等学院
所在地	福岡市早良区室見四丁目 2 - 24

廃止年月日

平成 31 年 3 月 31 日